

中国最新法律 Newsletter

Vol.15



Contents

1

コーポレート・M&A

中国の「会社法」改正草案に対する考察

～機関設計の改正と日系企業への影響～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第13回

～中国における化粧品の表示・広告規制～



3

新法紹介

公布済の新規法令

1 「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」

2 「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」

3 「国務院による天津、上海、海南、重慶において行政法規規定の実施を一時的に調整することの同意に関する回答」



4

中国からの風便り

共産党大会と全人代



中国の「会社法」改正草案に対する考察 ～機関設計の改正と日系企業への影響～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪凌法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

2021年12月24日、全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委員会」という。）は「中華人民共和國会社法（改正草案）」（以下「改正草案」という。）を公開し、一般社会から意見を募った。

中国の会社法は、1993年の施行以来、今までに計4回改正されているが、全面的な改正は2005年だけであり、今回の改正草案の内容は会社法制度全般にわたることから、広く人々の関心を集めた。また会社法の改正は、全人代常務委員会の2022年の立法計画にも列記されており、近い将来、正式に公布されることが予想される。

改正草案の内容は、今後修正される可能性があるものの、外商投資法に基づき2024年末までに会社法に準拠した組織体制への変更を求められる日系企業にとっても影響があると思われる。そこで、改正草案のポイントは多岐に及ぶものの、今回のニュースレターでは主に、株主会、董事会、監事会といった会社機関の設計に関する改正草案の内容と日系企業への影響について簡単に解説する。

一、現行会社法の規定

1. 機関設計に関する主要モデル

会社の機関設計について、世界の主要な国ではおおそ「一層制」モデル又は「二層制」モデルが採用されている。「一層制」モデルでは、主に会社が株主総会の下に取締役会のみを設け、取締役会は業務執行のみならずその監督責任も負う。これに対し、「二層制」モデルでは、主に会社が株主総会の下に取締役会と監査役会を設け、取締役会は業務執行を行い、監査役会はその監督を担う。日本の場合は、「二層制」モデルに属する監査役会設置会社以外に、監督機能に特化したモニタリングモデルの取締役会に監督機能を担わせる指名委員会等設置会社や、監査等委員に選任された取締役に監査役のよう

な役割を期待する監査等委員会設置会社など「一層制」モデルに近い機関設定の選択肢もあり、折衷的な制度となっている。

2. 中国の現行制度

中国の会社法では、最高権力機関たる株主会が、董事会の構成員たる董事と監事会の構成員たる監事を選任し、原則として董事会及び監事会を設置する。また董事と監事は相互に兼任が禁止されており、基本的に「二層制」モデルをベースとしている。但し、「二層制」モデルをベースにしながらも、会社の業務に関する董事会決議を具体的に執行する機関として総経理を設けることができ、実務上、ほとんどの企業では総経理を設けている。総経理は董事会の構成員でなくてもよいが、董事会により選任及び解任されることから董事会に対して責任を負っており、また監事会による監督を受ける。

したがって、中国の現行会社法では、株主会が最高権力機関として会社の重要事項を決議する立場にあり、董事会は株主会決議を執行すると共に会社の業務執行に関する意思決定を行い、総経理に具体的業務を執行させ、監事会が独立した立場から董事会や総経理の業務執行を監督するという機関設計となっている。

さらに、中国の現行会社法では、その基本的なモデルを簡略化したものとして、特に①出資者の人数が少ない会社又は②経営規模の小さい会社については、董事会を設けずに1名の執行董事を置いた上で、執行董事が総経理を兼任することを許容している。またそのような会社については、監事会を設けず、1～2名の監事を置くことができる。

一般的に、会社の機関につき「一層制」又は「二層制」モデルのいずれを選択するかにつき、その背後には、会社経営における業務効率の追求か、あるいは業務の適正

性の確保かという考え方がある。近年、会社がその規模や経営方針に応じて、「二層制」モデルか、業務執行機関を中心とする「一層制」モデルかを選択できる制度とする国も増えている。例えば、日本の会社法において、上記の通り、取締役会設置会社の中で、従来型の監査役会設置会社以外に、法定の条件を満たせば指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社とすることも認められる。

以上に対し、中国の現行会社法では、これまで数回の改正を経ても、一貫して伝統的な「二層制」モデルを堅持していた。しかしながら、今回の改正草案では、後述のように、新たな機関設計に関する改正を規定している。

二、改正草案における機関設計に関する主な内容

改正草案では、会社の機関設計に関して、主に（１）監査委員会を通じた「一層制」モデルの導入、（２）董事会権限の法定範囲の撤廃、（３）経営規模に応じた機関設計の簡便化、（４）新たな従業員董事制度を定めている。

１．監査委員会を通じた「一層制」モデルの導入

改正草案第64条では、有限責任会社について、「会社の定款の規定に従って、董事会の中に董事により構成される監査委員会を設置して、会社の財務、会計に対する監督を担わせるとともに、会社定款が規定するその他の職権を行使させることができる。董事会の中に監査委員会を設置した有限責任会社は、監事会又は監事を置かなくともよい。」と規定されている。また株式有限会社については、基本的に有限責任会社と同様の制度を前提としつつも、監査委員会を設置した場合、その構成員の過半数が非執行董事である場合に限り、監事会又は監事を置かなくともよいとされている（同第125条）。

上記の規定では、監事会又は監事になる組織として監査委員会の設置を認め、かつ董事をその構成員とすることにより同委員会を董事会の内部機関と位置付けており、「一層制」モデルを意図したものと見える。

但し、注意すべき点として、株式有限会社については、監事会又は監事を設けない前提条件として「過半数が非執行董事である」ことが要求されている。これに対し、有限責任会社の監査委員会の構成員について、董事の職務制限等を通じて一定の独立性を備えることは、特段要求されていない。

２．董事会権限の法定範囲の撤廃

（１）権限の法定範囲の撤廃

改正草案第62条では、有限責任会社について「董事会は会社の執行機関であり、本法及び会社定款に株主会の職権に属すると規定されている職権以外の職権を行使する。会社定款における董事会の権限の制限は善意の相手方に対抗できない。」と規定されている。この改正内容については、特段の意味はないと解釈する意見もあるが、それは実は誤解と思われる。

現行の会社法上、董事会の権限は具体的に列挙されており、その他の権限については定款で付与すると規定されているため、定款で具体的に追加されない限り、董事会の権限は会社法で列挙された範囲に限定される。しかし、実際の会社経営の場面では、広範な業務執行に関する意思決定と具体的な執行が求められる局面が珍しくなく、現行制度の下では、却って会社運営の効率性を妨げる結果となることもあった。そのため、今回の改正草案では、董事会の執行機関としての地位を明確にした上で、会社法及び定款に基づき株主会の権限事項とされたものを除けば、広範な業務執行に関する権限を董事会に委ねたと考えられる。このことは、会社の定款で董事会の権限を制限したとしても、善意の相手方には当該制限を対抗できないとしたことからもうかがえる。

（２）業務執行機関内の役割分担の柔軟化

業務執行機関に関する改正内容として注目すべきもう一つのポイントは、改正草案第69条で、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、総経理の権限について、現行会社法で列挙されていた法定権限事由を削除し、会社の定款の定め又は董事会の授権に基づき行使するものとしたことである。すなわち、現行会社法のように、董事会と総経理の権限を各々列挙することは一見すると権限分配が明確であるが、他方で、会社の具体的な状況に応じた両者の権限分配を妨げる要因にもなっていた。そのため、改正草案では、業務執行に関する権限を全般的に董事会に委ねるとともに、日常業務の執行を担う総経理の権限についても、株主会において定める定款及び董事会の授権によって会社自身で決定できる仕組みとした。

したがって、将来、もし改正草案が可決された場合には、株主会が会社法及び定款により留保する職権以外は、董事会が業務執行に関する権限を全般的に掌握し、その一部を総経理に授権することもできる。このことから、今後、董事会が会社の業務執行においてより中心的な役

割を果たすことが予想される。

3. 経営規模に応じた機関設計の簡便化

現行会社法では、①出資者人数が少ない会社又は②会社の規模が小さい有限責任会社では、董事会や監事会を設けず、1名の執行董事や1～2名の監事を設けることができた。これに対し、多くの株主を予定する株式有限会社ではこのような制度は設けられていなかった。

今回の改正草案では、まず上記3. ①の出資者人数の多寡という条件を撤廃した。さらに、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、会社の規模が小さい場合には、董事会の代わりに1名の董事又は総経理を設け、監事会の代わりに1～2名の監事を設けることが認められた。

なお、現行会社法上、有限責任会社では一人株主（すなわち100%独資）の場合には株主会を設けないものとされていたが、今回の改正草案では一人株主に関する規定が全て削除されており、株主会の設置が必要になるものと予想される。

4. 新たな従業員董事制度

現行会社法では、2つ以上の国有企業又は2つ以上の国有投資主体が出資する有限責任会社に限り、会社の従業員代表を董事会の構成員として入れることが義務付けられ、その他の会社については各会社の任意の判断に委ねられていた。そのため、国有企業等との合併会社といった状況でなければ、通常、日系企業が従業員代表を董事会の構成員とすることはなかった。

これに対し、今回の改正草案第63条では、有限責任会社か株式有限会社かを問わず、従業員が300人を超える場合は、その董事会に会社の従業員代表を入れることが義務付けられている。このような従業員代表の業務執行機関への参画は、日本の会社法では見られないが、従業員の利益の確保や監督機能といった観点からドイツやフランス等の会社法でも採用されている。

三、日系企業へ予想される影響

もし上記内容に沿った改正草案が正式に公布されると様々な影響が出てくるが、日系企業の現状に照らすと、少なくとも董事会や監事制度に対し、以下のような影響が予想される。

1. 董事会への影響

日系企業の実際の経営活動を見ると、現状でも董事会が業務執行に関する主導的役割を果たすことは多い。もっとも、改正草案によって、株主会の法定権限事項と定款記載事項以外の権限が董事会に委ねられると、董事会

での決議及び執行範囲は大幅に拡大する。その結果、董事会の構成員数、招集、開催及び決議条件に関する仕組み作りが今まで以上に重要になると思われる。特に中国企業との合併企業の場合には、自社がマジョリティ出資者か若しくはマイノリティ出資者かで董事会の構成や決議構造は大きく変わってくる。さらに、従業員が300人を超える会社には従業員代表が董事会の構成員に加わることになるため、当該条件を満たす日系企業にとっては従業員代表の立場も考慮した董事会の運営が必要となる。

董事会と総経理の関係については、大部分の日系企業では総経理も董事会の構成員としており、董事会と総経理の行動が大きく分かれることは考えにくい。もっとも、改正草案により総経理の権限を定款又は董事会の権限で全面的に設定できるようになると、業務執行における中心的役割を果たす董事会の意向に沿った権限分配が容易になることが予想される。

2. 監事制度への影響

少なくとも現状の日系企業に関していえば、監事会を設置している企業は少なく、1～2名の監事を置く会社が大多数と思われる。主な理由としては、現行会社法では出資者数が少ない場合に監事会の設置は義務ではないこと、監事会は3人以上の構成員が必要で、かつ3分の1を従業員代表とする必要があることが挙げられる。

しかしながら、改正草案では、監事会の不設置に関する出資者数の条件が撤廃されており、同改正草案がそのまま正式公布されると、一定規模以上の日系企業には監事会の設置が義務付けられることになる。これは「二層制」モデルに基づく監督機能の強化という観点からはメリットがある。もっとも、監事会を設置するときは、構成員の3分の1を従業員代表とする必要があり、日系企業の中には新たな監事会の設置に躊躇する企業も少なくないと思われる。この点、中国の場合、従業員代表といっても会社と対立的な代表とは限らず、実際には、部長級の管理職が従業員代表に就任することも珍しくなく、従業員と会社の橋渡しの役割を担う人材も多いが、これまでの実務の状況に照らすと、日系企業が積極的に監事会の設置を進める可能性はそれほど高いとはいえない。また今回の改正草案では、董事会の中に董事を構成員とする監査委員会を設置することで監事会及び監事の設置が免除されることから、今後、もし改正草案がそのまま正式公布されると、ひょっとすると日系企業の中では、「一層制」モデルを念頭に置いた機関設計が進んでいく

可能性もあると思われる。

四、最後に

日系企業を含む外商投資企業は、2024年末までに中国の会社法に沿った社内機関を構築する必要があり、中国現地法人の持分構成変動や組織再編事案等では、会社法

に照らした定款や機関設計の検討が必須となっている。そして、現時点では草案レベルに過ぎないものの、今後は、中国会社法制度の大きな改正の波が予想されることも頭の片隅に置きつつ、中国現地法人の体制作りを進めていく必要があるように思われる。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



日本では、化粧品の表示・広告については、薬機法、医薬品等適正広告基準などが適用されるが、中国ではどのように規制されているのか、今回及び次回のニュースレターでご紹介したい。

1. 化粧品の製品標識についての規制

中国国内で生産販売（輸入販売を含む¹）される化粧品については、化粧品管理監督条例に法定表示項目及び医療的な作用の明示・暗示の禁止等の基本的な原則が規定され、それを受けて化粧品標識管理弁法が適用されている。化粧品には、その最小販売単位²に、明確・識別容易・閲読可能・印字脱落・粘着不堅牢等の現象のない標識³を付さなければならない⁴、化粧品の製品登記又は届出時に提出した内容と一致させなければならない。

2. 化粧品に関する法定表示事項

また、標識には中国語で少なくとも以下の事項を表示することが義務付けられている（化粧品管理監督条例第36条、化粧品標識管理弁法第7条）。

(1) 製品の中国語名称、特殊化粧品登記証番号⁵

(2) 化粧品登記人/届出人 (MAH)、(外国企業の場合) 国内責任者、生産企業の名称・住所、(国産化粧品) 生産企業の生産許可証番号

化粧品登記人/届出人 (MAH)、(外国企業の場合) 国内責任者、生産企業の名称・住所等の関連情報は、下記に従って包装可視面に表記しなければならない⁶。

① 化粧品登記人/届出人 (MAH)、(外国企業の場合) 国内責任者、生産企業の名称・住所の名称と住所は、製品の登記証/届出情報に記載された企業名称及び住所を表示し、それぞれ相応の見出し語⁷を付さなければならない。

② 化粧品登記人/届出人 (MAH) と生産企業が同一の場合、登記人/生産企業、届出人/生産企業を見出し語として使用して記載を簡易化することができる。

③ 生産企業の名称及び住所は、最後に内容物に接触する工程を完成する生産企業の名称、住所を記載しなければならない。同時に複数の生産企業が最後に内容物に接触する工程を完成させる場合、同時に各受託生産企業の名称、住所を同時に記載し、かつ、コードやその他の方法により製品の具体的な生産企業を明確にすることができる。

④ 生産企業が国内企業である場合、名称、住所の後に、化粧品生産許可証番号を記載し、見出し語をつけなければならない。

(3) 製品が従っている標準番号

包装可視面に製品が従っている標準の番号を記載し、見出し語を付さなければならない。

(4) 全成分

包装可視面に、「成分」を見出し語として化粧品の全成分原料標準中国語名称を記載し、かつ、各成分を製品配合における含有量の順序で記載しなければならない。配合において0.1%未満の成分がある場合は、全ての0.1%に満たない成分はその他微量な成分を見出し語として付記して成分含有量の順序で記載し

¹ 越境 EC 小売での扱いについては次回の連載で紹介する。

² 最小販売単位：製品を販売するために、製品の内容物を製品包装容器、箱、製品説明書等とともに消費者に引き渡す最小包装の製品形態。

³ 本弁法における化粧品の標識とは、製品の販売包装上上の製品の基本情報、属性、特製及び安全警告等を識別・説明する文字、符号、数字、図案等の標識及び標識情報を付した包装容器、包装箱、説明書を指す。

⁴ 化粧品の純含有量が15g又は15mL以下的小型包装製品は、包装可視面に製品の中国語名、特殊化粧品登記証明書番号、登記人/届出人の名称、内容量、使用期限等の情報のみを記載し、他の表示すべき情報は、製品に付随する説明書に記載することができる。包装箱を有する小型包装製品は同時に、内容物と直接接触する包装容器に、製品の中国語名称と使用期限を表示しなければならない。

⁵ 特殊化粧品登記証番号は、NMPA が発行した登記証の番号を包装可視面に表示しなければならない。

⁶ NMPAが公開した化粧品監督管理によくみられる問題の回答 (5) によれば、化粧品登記人、届出人、国内責任者、受託生産企業はいずれも法律に明確に規定された生産責任主体であり、これ以外に、「監修」「出品」「ブランドライセンス」等の製品の生産者と関連する概念、用語、表現については、法律上明確に定義されておらず、言葉そのものの意味も比較的曖昧であり、消費者、企業のこれらの用語の理解は必ずしも一致するものではないから、類似した用語で企業又は組織を表記することは消費者の製品の生産者や責任主体に対する誤解を生じせしめるから、条例が規定する「虚偽又は人に誤解させる内容」に該当し、製品の標識に表示してはならない。同様の理由で、製品の標識に製品名称の商標名以外の他の商標を表示することも、消費者の製品の生産者や責任主体に対する誤解を生じせしめるから禁止される。

⁷ 「商品名」「純度」など、標識の内容を紹介するための単語

なくてもよい。

(5) 内容量

包装可視面に、国家の規定する計量単位で表示しなければならない。

(6) 使用期限

製品の使用期限は、対応する見出し語を付して次のいずれかの方法で包装可視面に表示しなければならない。

i. 製造日時及び保存期間について、漢字又はアラビア数字を使用し、かつ、4桁の年表示、2桁の月表示、2桁の日表示の順序で配列表示する方法

ii. 生産ロット番号及び使用期限日時を表示する方法

なお、包装箱を有する製品については、直接内容物に接触する包装容器上に使用期限を表記する際には、上記の方法による以外に生産ロット番号及び開封後使用期限を表示する方法をとることができる。販売包装内に複数の個包装包装された製品が含まれる場合、それぞれの個包装に使用期限を記載しなければならない。包装可視面に記載する使用期限は、その中で最も早く期日が到来する個包装の使用期限を表示してもよく、またそれぞれの個包装の使用期限を表示してもよい。

(7) 使用方法

(8) 必要な警告表示

下記の条件に合致する場合、「注意」又は「警告」を見出し語として包装可視面に安全警告用語を表示しなければならない。

① 法律、行政法規、部門規章、強制性のある国家標準、技術規範が、制限成分・許可成分に付する警告用語、安全事項に関連する表示についての要求をしている場合

② 法律、行政法規、部門規章、強制性のある国家標準、技術規範が児童等の特殊なグループの化粧品の表示について関連する注意事項を要求している場合

③ 法律、行政法規、部門規章、強制性のある国家標準、技術規範がその他の安全警告用語、注意事項について規定している場合。

3. 中国語の表記方法

中国語の表記方法については、中国の標準文字（簡体字）を使用し、インターネットアドレス・外国企業の名称・住所及び定着している専門用語の記載を除き、簡体字以外の他の文字又は記号を使用する場合は、製品の同一可視面に簡体字を使用して解釈説明を付さなければならない。製品の中国語名称の中の登録商標に字母、中国語ピンイン（発音記号）、数字、記号等を使用している場合、同一可視面にその意味について解釈説明を付し、また、登録商標部分を除き、中国語表示の同一可視面上に使用された他の文字字体の文字・記号は相応する簡体字の

文字字体・記号よりも小さいサイズ又は同等のサイズでなければならない。原包装上に中国語標識を貼付する場合は、その中国語標識の製品安全、効能効果表示の内容は原の標識の内容と一致しなければならない。

4. 中国語名称の定め方

化粧品中国語名称は一般的には商標名、通用名及び属性名の三つから構成され、習慣的に使用されている化粧品名称については通用名又は属性名は省略してよいとされている。また、以下の条件に合致させる必要がある。

(1) 商標名の形式をもって医療効果や製品が具備していない効能効果を表示してはならない。特定の原料を含有することを暗示する商標名を使用し、製品の配合に当該原料を含有する場合、包装可視面にその使用目的の説明を付さなければならない。製品の配合に当該原料を含有しない場合、包装可視面に製品が当該原料を含有しておらず、関連する用語は商標名として使用されているのみであることを明記しなければならない。

(2) 通用名は、正確で客観的でなければならない。製品の原料、用途、使用部位等を説明する文字を使用することができる。具体的な原料の名称又は原料の種類を示す用語を使用する場合、製品の配合成分と合致し、かつ、当該原料の製品における効能効果作用が製品の効能効果表示と合致していなければならない。動物、植物又は鉱物等の名称を用いて製品の香り、色、形状を示す場合、配合に当該原料が含まれなくてもよく、名明示には通用名において動物、植物、鉱物等に香り、色、形状の表現を加える形式又は属性名の後に注釈を入れる形で使用することもできる。

(3) 属性名は、製品の真の物理的性質又は形状を示すものでなければならない。

(4) 異なる製品の商標名、通用名、属性名が同じである場合、その他の表記が必要な内容を属性名の後ろに注記しなければならない（色又は色番号、UV指数、臭い、適用される髪質、肌タイプ、特定のグループ等の内容を含む）。

(5) 商標名、通用名又は属性名の単独で使用了時には本条の条件を満たすが、組み合わせると消費者が製品の効能効果に誤解を生じる可能性がある場合は、包装可視面に解釈説明を付記しなければならない。

また、中国語名称については、UV指数、色、系列番号その他アルファベット、中国語発音記号、数字、記号等の使用することが必須である場合を除き、アルファベット、中国語発音記号、数字、記号等を使用して命名してはならない。中国語名称において登録商標に使用されるアルファベット、中国語発音記号、数字、記号等を使用する場合は、包装可視面にその意味に

について解釈説明を付さなければならない。

5. 禁止される表示・表現

化粧品標識において、次のような表示・表現を用いること禁止されている。

- (1) 医療用語、医学界の著名人の氏名、医療的な作用及び効果を表す語句、既に認可を受けた医薬品名称を使用することにより製品が医療的な作用を有することを明示又は暗示すること
 - (2) 虚偽、誇張、絶対的な用語を用いて虚偽又は誤解を招く表現
 - (3) 商標、デザイン、フォント・色・大きさ、色の違い、字音が同一又は暗示性のある文字、アルファベット、中国語発音記号、数字、記号等を使用することによって、医療的な作用を暗示したり、虚偽宣伝を行うこと
 - (4) 科学界でまだ広く受け入れられていない用語や仕組みを用いて概念を捏造し、消費者を誤導すること
 - (5) 虚偽情報を捏造し、他の適法な製品を貶める等の方法により、消費者を誤導すること
 - (6) 架空、偽造、又は検証不可能な科学的な研究結果、統計資料、調査結果、要約、引用語等の情報を用いて、消費者を誤導すること
 - (7) 使用する原料の効果機能を表示することにより、製品が実際に有していない又は表示が許されていない効能効果を暗示すること
 - (8) 関連する業界の主管部門の確認を経ていないロゴ、奨励等を使用して化粧品の安全性や効果に関する表示及び用語を使用すること。
 - (9) 国の機関、施設、医療機関、公共福祉施設その他の単位の利用及びその職員、認定又は勧告のために選任された専門家の氏名及び画像。
 - (10) 効果効能、安全性の表示について断言、保証すること
 - (11) 低俗、封建的な迷信、その他公序良俗に反する内容を表示すること
 - (12) 法律、行政法規、化粧品の強制性の国家標準が表示を禁止するその他の内容
- また、標識に業界で広く使用されていないことから消費者が容易に理解できないが、表示禁止される用語には属しない創作

された新用語を使用する場合には、隣接した位置にその意味についての解釈説明を付記しなければならない。

6. 標識規制違反に対するサンクション

化粧品の標識に以下の違反があるが、品質の品質安全に影響を与えず、かつ、消費者の誤導を惹起しない場合には、監督部門は化粧品監督管理条例第61条第2項の規定に従い、監督部門により改善を命じ、改善命令を拒絶した場合は2000元以下の罰金に処される。

- (1) 文字、記号、図形のフォントが標準化されていない、又は複数の単語、省略、スペルミス、非標準の中国語文字
- (2) 使用期限、内容量の表示方式及びフォームの不備等
- (3) 化粧品標識が明確でなく、識別、読み取りが困難であるか、又は印刷された文字の一部が脱落している、貼付がしっかりしていないもの
- (4) 化粧品成分名称の不備、又は配合含有量の順序で表示されていないもの
- (5) 本弁法に規定する方式で見出し語が使用されていないもの
- (6) 製品の中国語名称が目立つ位置に表示されていないもの
- (7) 製品の中国語名が目立つように表示されていないもの
- (8) その他本弁法の規定に違反するが、製品の品質安全に影響を与えず、消費者の誤解を招くおそれのないもの

化粧品の標識が本弁法の規定に違反し、化粧品監督管理条例第61条第1項第5項の情況（条例に規定された標識に対する要求）に該当する場合は、違法所得及び違法生産経営に該当する化粧品の没収、違法生産経営に専用で供した原料、包装材料、工具、設備等の物品の没収、違法生産経営に該当する化粧品の販売額が1万元に満たない場合には1万元-3万元以下の罰金、1万元以上の場合には製品価格（価値）の3倍～10倍の罰金、情状が重大な場合には生産停止命令、化粧品許可・届出文書の取消、当該企業の法定代表人又は主要な責任者、直接責任を負う主管者その他直接責任を負う人員に対して当該企業から前年度に取得した報酬の1倍-2倍の罰金、5年間の化粧品生産経営活動への就業禁止の処分が規定されており（条例第61条第1項）、また、海外MAHが条例に基づく行政処罰決定の履行をしない場合には、当該化粧品は10年間輸入禁止とされるなど厳しい措置が取られる可能性がある（条例第70条第2項）。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。

新法紹介

- 1 「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」
- 2 「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」
- 3 「国務院による天津、上海、海南、重慶において行政法規規定の実施を一時的に調整することの同意に関する回答」

一、公布済の新規法令

1 「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」

国家市場監督管理総局（以下「総局」という。）は、2022年10月8日に、「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」（以下「本弁法」という。）を公布し、2023年3月1日より施行することとした。本弁法は、食品関連製品（本弁法によれば、食品の包装材、容器、洗剤、消毒剤及び食品製造経営に用いる器具、設備等とされている。）の製造者、販売者としての責任及び製造販売の全プロセスへのコントロールに関する要求を定めている。具体的には、本弁法に基づき、食品関連製品の製造者に対しては、原材料のコントロールから、製造・包装等の重要な生産プロセスのコントロール、出庫等における検査のコントロール及び輸送・納品のコントロールまでの食品関連製品の品質安全管理制度を完備することを要求する。また販売者に対しては、食品関連製品の納入・検品制度の構築・実施を要求する。更に生産・販売者いずれに対しても食品関連製品の品質安全に関するトレーサビリティ制度の整備、リコール管理制度の法に従った実施、ラベル・標章の関連制度を明確にした。

次に本弁法では、事前の許認可、事業活動期間における調査・検査、事後の処罰・処理を含む全プロセスの監督・管理体系が定められている。すなわち、市場監督管理部門において、①食品関連製品の生産許認可につき「告知・承諾ベースの許認可」制度及び定例検査制度を全面的に実施すること、②行政区画毎に食品関連製品の製造者リストのデータベースを立ち上げ、各製造者をリスクによって分類・等級分けして監督措置を実施すること、③食品関連製品の品質安全リスクをモニタリングすること、④抜き取り検査で不合格になった等の行政処罰情報について、法に基づき国家企業信用情報公示システムに入力することといった職権を定めている。なお本弁法は、食品関連製品の法律責任の章を設け、食品関連製品に関する法律責任を明確に定めている。

URL：https://gkmlsamt.gov.cn/jsjz/202209/20220930_350531.html

（国家市場監督管理総局2022年10月8日公布、2023年3月1日

施行）

2 「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」

2022年9月27日、商務部は、「対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」を発表した。本通達では、対外貿易の安定した発展を支援するために、生産・契約履行の確保、企業による各展示会への参加の支援、第132回の中国輸出入商品取引会（広州）へのオンライン参加の支援、対外貿易のイノベーションプラットフォームの機能の発揮、越境ECによる対外貿易の安定機能の発揮、貿易円滑化への更なる促進といった6つの方面から政策的措置の実施を定めている。具体的には、以下のものが挙げられる。

- ① 各地方において、対外貿易の企業向けの防疫、エネルギー消費、雇用、物流等各方面に対する保障を強化し、対外貿易企業の発注につき契約通りに履行し、交付できるように、必要に応じて全力でサポートする。
- ② 輸出入貨物の輸送スピードをアップさせるために、港の集中・分散輸送と内陸部における輸送の効率を引き上げて、また港に到着した貨物の迅速な搬出入を実現できるように、対外貿易企業に通関利便性のあるサービスを強化し、貨物の通関効率を更にアップさせる。
- ③ 通関地の不合理な費用徴収を引き続き撤廃する。
- ④ 産業のサプライチェーンの安定を保障する。
- ⑤ 各地方において対外貿易発展のための専用資金など関連する資金を積極的に利用し、企業が当該地区、他の地区又は貿易促進機構、展示会業者による海外の展示会に参加できるようにサポートし、条件を満たす地方が海外で開催する展示会の規模を拡大することを奨励する。
- ⑥ 第132回の中国輸出入商品取引会（広州）について、展示会に参加する企業の範囲を拡大し、参加条件を満たしたすべての企業が参加できるように支援し、オンラインの展示期間を10日間から5か月間までに延長する。
- ⑦ 越境ECの海外倉庫の発展を更に支援する政策措置を

打ち出す。

URL :

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zw/gk/gkzcfb/202209/20220903351830.shtml>

(商務部2022年9月27日公布、同日施行)

3 「国務院による天津、上海、海南、重慶において行政法規規定の実施を一時的に調整することの同意に関する回答」

2022年9月21日、国務院はサービス業の開放を拡大するために、天津市、上海市、海南省、重慶市における「旅行社条例」、「民弁非企業組織登記管理暫行条例」のかかる規定の実施を一時的に調整することを同意し、調整期間を2024年4月8日までとした。具体的な調整内容としては、

①現行の「旅行社条例」第23条で定める外商投資企業としての旅行社が中国大陸の居民の海外旅行や香港・マカオ・台湾地区への旅行を經營してはならないという制限について、上海、重慶に設立し、且つ条件を満たした外商投資企業としての旅行社が台湾地区以外の海外旅行業に従事することを認めること、②現行の「民弁非企業組織登記管理暫行条例」第2条に定める「民弁非企業組織」の範囲について、その参入制限を緩和して天津、海南省、重慶において外国投資家が資金を寄付し、民弁非企業組織として非営利目的の高齢者介護施設を創設することを認めることが含まれる。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/08/content_5716699.htm

(国務院2022年9月21日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス : info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

2022年10月16日、第20回目共産党大会が開幕し同月22日に閉幕しました。この会議において、習近平氏が3期目の総書記として選出され、またいわゆる共産党の指導者層であるチャイナ7も決まりましたが、全国人民代表大会、いわゆる全人代との違いがよくわからないという方のため、本稿では両者の関係についてご説明したいと思います。

まず共産党大会とは5年に1度開催され、中国共産党の指導体制と今後の基本方針が決定される会議です。つまり共産党という党内の人事と今後の方針や党内の規則等が決定される場になります。各地から選ばれた代表が共産党大会に参加することになりますが、この代表は各地の共産党内部の選挙によって選任されます。共産党大会に出席する代表を選任するための選挙ですので、当然のことながら共産党の党員以外には選挙権がありません。

中国には共産党以外にも政党が存在していますが人数が少ないため、共産党の総書記に選出されることは、中国の全人代において国家主席に選任されることにつながります。

これに対し、全人代は憲法上最高の国家権力機関として位置付けられており、中国の立法機関として日本の国会に相当します。全人代は、省、自治区、直轄市及び特別行政区並びに軍隊が選出する代表によって構成されますが、どのようにして代表が選任されるかというと、省や自治区の人民代表による間接選挙によって選出されます（日本のように全国民による選挙ではなく、既に選出された地方の人民代表による選

挙によることになります。）

すなわち全人代は全国の人民代表大会ですが、省以下にも人民代表大会があり、それぞれ以下のような選挙方法によって人民代表が選出されます。

地域	選挙方法
全国、省、自治区、直轄市、区を設けた市、自治州	間接選挙
区を設けない市、市轄区、県、自治県、郷、民族郷、鎮	直接選挙

なお全人代は毎年3月ごろに開催されますが、同じ時期に開催される重要な会議として、全国政治協商会議があります。これは共産党以外の党や無党派との政策の調整等を図る会議と位置づけられており、全人代と合わせて両会と呼ばれたりします。

毎年このような大会が近づくと、インターネットで外国の情報にアクセスしにくくなることがあります。中国で暮らす我々にとっては、またこの時期が来たかと季節の風物詩になっておりますが、やはり色々不便なこともありますので、早く制限が緩和されてほしいと願ってやみません。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。